

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)12月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立学校において、次年度より新たな学校運営組織としてグループを編制し、グループリーダーとして総括教諭を配置するとともに、円滑な学校運営を行うため企画会議を設置するなど学校運営体制の整備を図ることに伴い、藤沢市立学校の組織編成等に関する規定を変更する必要がある。

参 考

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正について(送付)

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（以下「グループ」という。）を置く（第4号に係るグループにあっては学校運営上必要があると認める学校に限る。）ものとする。

- (1) 教務，地域との連携等に関する事項
- (2) 生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項
- (3) 情報管理その他の総務に関する事項
- (4) 学年の教育活動に関する事項
- (5) 養護学校各学部の校務に関する事項

第12条に次の3項を加える。

3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあっては、2以上の事項を一つのグループにおいて分掌させ、及び一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。

4 グループを統括する者は、第13条第1項に規定する総括教諭をもって充てる。

5 校長は、グループが分掌する事項，グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。

第13条を次のように改める。

（総括教諭）

第13条 学校に、総括教諭を置く。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。

2 総括教諭は、教諭又は養護教諭をもって充てる。

3 総括教諭は、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。

(2) グループの統括に関すること。

(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。

4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 学校教育法施行規則（昭和22年文部令第11号。以下「施行規則」という。）第22条の3第1項に規定する教務主任及び学年主任、施行規則第22条の4第1項に規定する保健主事、施行規則第52条の2第1項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第52条の3第1項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもって充てる。

第14条の見出しを「（教科等の担当職員）」に改め、同条第1項中「前条に定める主任及び」を削り、同条第2項中「主任等」を「職員」に改める。

第15条を第15条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（企画会議）

第15条 学校に企画会議を置く。ただし、特別の事情がある場合には、企画会議を置かないことができる。

2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。

3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。

4 企画会議は、校長、教頭、第13条第3項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。

5 前4項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第5章 組織編制等</p> <p>(分掌組織)</p> <p>第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第4号に係るグループにあっては学校運営上必要があると認める学校に限る。)ものとする。</p> <p>(1) 教務、地域との連携等に関する事項</p> <p>(2) 生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項</p> <p>(3) 情報管理その他の総務に関する事項</p> <p>(4) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) 養護学校各学部の校務に関する事項</p> <p>3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあっては、2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、及び一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。</p> <p>4 グループを統括する者は、第13条第1項に規定する総括教諭をもって充てる。</p> <p>5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(総括教諭)</p> <p>第13条 学校に、総括教諭を置く。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭又は養護教諭をもって充てる。</p> <p>3 総括教諭は、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>第13条の2 学校教育法施行規則(昭和22年文部令第11号。以下「施行規則」という。)第22条の3第1項に規定する教務主任及び学年主任、施行規則第22条の4第1項に規定する保健主事、施行規則第52条の2第1項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第52条の3第1項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもって充てる。</p> | <p>第5章 組織編制等</p> <p>(分掌組織)</p> <p>第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第4号及び第5号にあっては、中学校、養護学校中学部及び高等部に限る。)ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童生徒の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒の生活の指導その他の生活指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 養護学校各学部の校務に関する事項</p> <p>(校務の分掌等)</p> <p>第13条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭をもって充てるものとする。ただし、保健主任にあたっては、養護教諭をもって充てることができる。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p> <p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p> <p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p> <p>(4) 前条第2項第4号に係る組織 生活指導主任</p> <p>(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任</p> <p>(6) 前条第2項第6号に係る組織 部主任</p> <p>2 前項各号に掲げる主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び助言と指導にあたる。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(教科等の担当職員)</p> <p>第14条 校長は、教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の規定により、職員を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(企画会議)</p> <p>第15条 学校に企画会議を置く。ただし、特別の事情がある場合には、企画会議を置かないことができる。</p> <p>2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。</p> <p>3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。</p> <p>4 企画会議は、校長、教頭、第13条第3項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。</p> <p>5 前4項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。</p> <p>(職員会議)</p> <p>第15条の2 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</p> <p>2 職員会議は、校長が主宰する。</p> <p>第16条(学校評議員)～第20条(出張) (略)</p> <p>附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> | <p>(決定及び報告)</p> <p>第14条 校長は、前条に定める主任及び教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の規定により、主任等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(職員会議)</p> <p>第15条 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</p> <p>2 職員会議は、校長が主宰する。</p> <p>第16条(学校評議員)～第20条(出張) (略)</p> |

職 第 407 号

平成 17 年 9 月 15 日

藤沢市教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正について（送付）

平成 17 年 9 月 13 日付けで神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則及び神奈川県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則が別紙 1 のとおり一部改正され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

この規則改正に伴い、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の運用について」及び「神奈川県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の運用について」（昭和 53 年 5 月 26 日付け総第 26 号教育長通知）の一部を別紙 2 のとおり改正しましたので併せて送付いたします。

今回の規則等の改正は、現在学校に求められている機能に対応できるよう、新たな学校運営組織としてグループを編制し、グループリーダーとして総括教諭を配置するとともに、円滑な学校運営を行うため企画会議を設置するなど学校運営体制の整備を図るものです。

つきましては、今回の制度改正の趣旨を御理解いただき、県立学校の管理運営規則等の一部改正を参考の上、貴市町村の小学校及び中学校の管理運営規則及び盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則等の一部改正につきまして、格段の御配慮をお願いします。

問い合わせ先

教職員課教職員人事制度担当 柿木、黒田

電話 045-210-8156（直通）

職 第 407 号

平成 17 年 9 月 15 日

藤沢市教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正について（送付）

平成 17 年 9 月 13 日付けで神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則及び神奈川県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則が別紙 1 のとおり一部改正され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

この規則改正に伴い、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の運用について」及び「神奈川県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の運用について」（昭和 53 年 5 月 26 日付け総第 26 号教育長通知）の一部を別紙 2 のとおり改正しましたので併せて送付いたします。

今回の規則等の改正は、現在学校に求められている機能に対応できるよう、新たな学校運営組織としてグループを編制し、グループリーダーとして総括教諭を配置するとともに、円滑な学校運営を行うため企画会議を設置するなど学校運営体制の整備を図るものです。

つきましては、今回の制度改正の趣旨を御理解いただき、県立学校の管理運営規則等の一部改正を参考の上、貴市町村の小学校及び中学校の管理運営規則及び盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則等の一部改正につきまして、格段の御配慮をお願いします。

問い合わせ先

教職員課教職員人事制度担当 柿木、黒田

電話 045-210-8156（直通）